

令和5年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計予算（以下「予算」という。）第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等整備事業費 【令和5年度追加分】	令和6年度から 令和26年度まで	1,000,000 千円
送配水管整備事業費 【令和5年度追加分】	令和6年度	410,000 千円

令和5年11月22日 提出

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力